

条例改正に係るスケジュール及びPR等について

1. 議会日程

1) 民生常任委員会

平成24年7又は8月開催 ⇒ 条例改正の報告（具体的な内容の提示）

2) 議案の提出及び議案の可決

平成24年第3回定例会

2. 改正条例の施行予定年月日

平成25年1月1日

3. 条例の施行までの周知期間

1) 条例の全部改正であること。

2) 市民及び事業者に対して各種責務や規制事項等があること。

3) 前記要因により、約3ヶ月間とする。

4. 条例改正に伴う、周知等に関する施策の展開

1) 周知の方法

① 広報「むろらん」への掲載

② 新聞の特集記事の掲載

③ FMびゅーによるPR

④ 町内会・自治会への「パンフレット又はチラシ」の回覧

2) 市民対応施策

① 市民フォーラムの開催

3) 事業者対応施策

① 商工会議所（小売商業部・卸売商業部会・工業部会・建設業部会）

② 委員の皆様をご推薦を頂いた団体

③ その他各種関係団体及び企業（会社）等